

独立行政法人国民生活センター評価等のための  
有識者懇談会  
第1回議事録

消費者庁消費者教育・地方協力課

# 第1回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会 議事次第

日 時：平成30年7月25日（水） 9:56～11:41

場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

- (1) 国民生活センターによる項目別評定表の自己評価（年度評価及び期間実績評価）の  
説明及び業務実績報告書の説明、委員意見等
- (2) 国民生活センターによる財務諸表の説明及び監査報告、委員意見等

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 皆様、おはようございます。

定刻より少し早いのですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから、第1回「独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

今年度は、国民生活センターの平成29年度実績の年度評価に加えまして、平成25年度から29年度までの中期目標期間5年間の期間実績評価を実施いたします。委員の皆様にご審議いただく分量が年度評価のみの年に比べて増加いたしますが、何とぞよろしくお願いたします。

それでは、事務局から、本日の配付資料について確認をさせていただきます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第をごらんいただけますでしょうか。議事次第の下半分に配付資料のリストがございます。資料の構成は昨年夏の懇談会と同様なのですが、昨年10月から国民生活センターにおいて、立担保業務が追加されたことに伴いまして、昨年度分から会計監査人による会計監査報告が必要となりましたので、その報告資料が「資料3-4」として追加されています。この会計監査報告も含め、資料1-1と、資料2-1から資料3-4までをこのバインダーに綴じまして、リストも表面に書いてございます。こちらのバインダーに綴じた資料は当方で確認済ですので御確認いただかなくても大丈夫でございます。次に、このバインダー以外のお手元の資料なのですが、資料1-2から資料1-5までが委員の先生から御意見等を頂戴する対象の4種類の資料でございます。本日は、1-3と1-5の分厚い資料が対象でございます。因みに1-2と1-4は次回の第2回懇談会の対象ですので、本日は様式のみになっておりまして、昨年度と同様、第2回懇談会の前に主務大臣評価を記載したものを送りさせていただきます。最後に、「今後の予定」と記載した資料4がございますが、この予定の内容は、会議の最後に説明させていただきます。

今、申し上げました資料で、漏れ等はないでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは、資料の説明は以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 それでは、議題に入らせていただきます。

配付しております資料1-3及び資料1-5の項目別評定表ですが、資料1-3は国民生活センターの平成29年度の年度評価94項目について、また、資料1-5は第3期中期目標期間の5年間に関する期間実績評価102項目について、センターの自己評価が記載されております。これにつきましてセンターから説明をいただきますが、委員の皆様におかれましては、事前にメールと郵送でも配付させていただきました資料1-3及び1-5に対し、また、本日の国民生活センターからの説明に対し、御意見、御質問等を頂戴できればと考えております。

それでは、国民生活センターの西部長、御説明をお願いいたします。昨年と同様ですが、国民生活センターの自己評価について、今回特徴的な部分を中心に、平成29年度実績評価

と期間実績評価をあわせて10時20分までに御説明をお願いできればと思います。よろしく  
お願いいたします。

○国民生活センター西総務部長 それでは、29年度の評価について御説明させていただきます。

29年度につきましては、評価対象項目としましては、今、御紹介いただきましたとおり、  
94項目がございます。このうち、A評価が10項目、B評価が80項目、C評価が3項目、D  
評価が1項目という形で自己評価をしております。このうち、A、C、D評価とした項目、  
昨年度より評価を変えた、昨年度より評価が上がった・下がったという項目について、御  
説明させていただければと思います。

最初に、項目別調書No. 7、随意契約等の見直しの項目になります。この目標は、契約件  
数全体に占める競争性のある契約の割合、26年度の実績値84.1%を指標としております。  
昨年度はこの指標を下回ったことからCという評価となりましたが、29年度はこの指標を  
上回る88.9%になりましたのでB評価としております。

項目別調書No. 8、研修施設の稼働率の確保という項目でございます。この項目は、項目  
別調書No. 9～No. 12の4つの取り組みを踏まえた実績評価という形をしているところです。

No. 9～No. 12の自己評価のうち、相模原事務所研修施設における研修の実施、一般利用  
者への施設貸し出し、利用者アンケート調査等の自己評価につきましては、昨年と同様と  
しているところでございますけれども、No. 9の研修コース数につきましては年度計画の83  
コースに対しまして91コースを実施し達成度が109.6%、受講人員も計画人員に対する達成  
度は84.4%と昨年度より6ポイント増加、また、1コース当たりの受講者も4ポイント増  
加し、受講者の参加率を増やしている。No. 10の一般利用者への施設貸し出しのところも、  
27年度の施設開設以来、周知を図ってきたところでございますけれども、29年度についま  
しては、平日の貸し出し利用者が、28年度751室に対して、1,584室で倍増した。土日も含  
めました年間利用者につきましても、28年度は1,349室だったものが29年度は3,083室と倍  
増しているといった形で一定の効果があらわれているということがあります。

これらの取り組みの結果、No. 8でございまして、宿泊室稼働率の達成度は76.5%  
になっております。また、研修室の稼働率の達成度は124.9%と、昨年度をそれぞれ10ポイ  
ント以上上回った結果になっておりますことから、C評価から、今年度、29年度についま  
しては、B評価という評価をしているところでございます。

項目別調書No. 18、P I O - N E T登録日数、全国分の項目でございます。これは、指標  
が10日以内となっておりますけれども、29年度におきましても、昨年度を上回る6.7日とい  
う形で達成度は133%となりましたので、昨年度同様、A評価という評価をしたところでご  
ざいます。

項目別調書No. 26、調査研究でございます。昨年度は新たな取り組みという形で科研費と  
いう外部資金を獲得して調査研究を行ったという取り組みにつきましてA評価をいただい  
たところでございますけれども、29年度につきましてもこの取り組みを引き続き継続することと、

これ以外に29年度の調査としまして「消費生活センターにおける障がい者対応の現況調査」を実施しました。この中で、各地消費生活センターの現状の調査と先進的な取り組みを紹介するといった形で、このような調査はこれまでなかったということもありまして好評を得ていることから、自己評価はAとしております。

項目別調書No. 27、報道機関を通じた情報提供でございます。29年度は公表件数59件ということで、50件以上の目標ですので、達成度が118%という形になりましたので、昨年度は120%を超えてA評価としておりましたけれども、今年度はB評価にしております。

項目別調書No. 37、消費者庁の行う注意喚起への協力でございます。29年度は、消費者庁注意情報の紹介件数は606件、平成24年度の基準値の121.1%という数値での結果となっておりますので、A評価としているところでございます。

項目別調書No. 45、裁判外紛争解決手続の適切な実施です。法令で和解手続を4か月以内に手続を終了するように努めることとされているところでございますけれども、平成29年度は、平均88.4日という形で達成度が135.7%になっておりますので、昨年度と同様、A評価としているところでございます。

項目別調書No. 52、P I O－N E T運営に関する情報の発信でございます。29年度につきましては、配信回数が79回になっておりまして、24年度の基準値40回に対する達成度は190.5%になっておりますので、これにつきましてもA評価としております。

項目別調書No. 61、消費者教育推進のための研修、No. 63、消費生活サポーター研修でございます。これにつきましては、研修コース数については計画どおり実施し、昨年度を上回る研修参加者という実績にはなったところなのですけれども、定員に対する研修参加率が、消費者教育推進のための研修は59.1%、消費生活サポーター研修は71.4%になりましたので、昨年度同様、C評価としているところでございます。

No. 64、企業職員研修でございます。これも計画どおり研修コースは実施しましたけれども、定員に対する研修参加者が36.5%になっております。これにつきましては、昨年度の達成度をさらに下回っていることから、昨年度はC評価としたところですが、29年度につきましてはDという評価をしたところでございます。なお、30年度、既に計画が始まっておりますけれども、開催場所を東京事務所に変えたところ、既に100名以上の参加者が来ておりまして、数値だけで見れば、場所の問題、相模原よりも東京のほうが企業の方は出やすかったという形で、今、多くの方の参加をいただいている状況でございます。

項目別調書No. 67、遠隔研修の推進です。昨年度より、地方の開催の研修を2コース、遠隔研修も2本、それぞれ増やしております。この研修とか遠隔研修の中身、コンテンツのいわゆる受講者の評価が4.9でございますので、A評価としております。

項目別調書No. 69、受講者アンケート調査は、研修全体の受講者アンケートの結果でございますけれども、相模原研修施設で実施した研修の満足度は4.8で達成度は120%ということ、受講者所属の自治体のアンケートもしてございまして、派遣する側の自治体の満足度についても4.9、達成度が122.5%ということで、A評価としております。

調書No. 73、地域偏在の解消を図った試験の実施、これは消費生活相談員の資格試験でございますけれども、28年度同様、20か所という試験を実施しましたので、達成度が15か所以上でございますので、133.3%でA評価としております。

項目別調書No. 75、消費生活専門相談員資格更新のための講座の実施でございます。これにつきましては、28年度においてインターネット配信を開始したということでA評価をいただいておりますけれども、29年度につきましても、引き続きインターネット配信をしたこと、それから、これは任意でございますけれども、29年度から新たに講座の理解度を確認するための確認テストという取り組みを導入しております。このようなことからA評価としたところでございます。

29年度の項目別評価につきましては、簡単ではございますけれども、以上でございます。

資料1－5でございます。第3期中期目標期間業務実績の評価でございます。

第3期中期目標期間の業務実績評価につきましては、昨年度、25年度～28年度の実績に基づきまして見込評価をいただいたところでございまして、今回、29年度の事業実績評価を踏まえまして、期間実績の実績評価をしたところでございます。

項目別評定において、昨年度の見込評価時よりも、項目別調書85がございまして、特定適格消費者団体との連携、協力の項目という形で、平成29年10月からこの事業を新たに実施したところでございますので、この項目が増えているところでございます。

評価対象項目としましては102項目がございまして、このうち、A評価が9項目、B評価が88項目、C評価が5項目という形で自己評価をしているところでございます。新たに追加した1項目を除いた101項目につきまして、そのほとんどが昨年度の見込評価と同じではございますけれども、1つだけ昨年度の見込評価と変えたところがございまして。

項目別調書No. 75、消費生活専門相談員資格試験のための講座の実施でございます。これは昨年度見込評価ではBとしておりましたけれども、先ほど29年度評価で御説明しましたとおり、28年度に続いてインターネット配信を継続していること、任意でございますけれども、新たに確認テストの仕組みを導入した、新たな取り組みをしたということで、自己評価につきましてはA評価と29年度はいたしましたので、見込評価につきましても、昨年度はBという形でございましたけれども、A評価という形に変えております。

中期目標期間業務実績の評価につきましては、この1項目だけが昨年度の見込評価と変わったという点について御紹介させていただいて、29年度の評価及び中期目標期間業務実績の評価の御説明を終了したいと思います。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見や御質問を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 瀧澤先生、どうぞ。

○瀧澤委員 資料1－3、平成29年度実績評価についてですが、61項目の先ほどの御説明で、評定Cの根拠が定員に対しての達成度が59.1%であったというお話なのですが、その

定員というのは、2年前は2コースで70%と高かったのですけれども、コースを増やしたために定員が下がっている形になっているのですか。

○国民生活センター西総務部長 コース自体、この辺の消費者教育のところ、27年度から講座の類型を少し調整したところもあるのですけれども、コース数としてはこういった研修を増やしているといったところ、消費者教育の関係の強化を実施するというところが、当センターの一つの課題でもありましたので、研修コース数を増やしたというところがあります。その結果なのかちょっとわからないところもありますけれども、参加者のところがなかなか伸びていないというところはあるかと思えます。

○瀧澤委員 そうしますと、ここに携わっている方々は前向きに次のステップに進んでいらっしゃるのですけれども、まだ受講者数のほうがついてきていないということで、これから、来年、再来年、これがBとかAとかとなっていくためにはどうしたらいいのでしょうか。Cという自己評価は、取組の割には低いのかなという感じを受けたのですけれども。

○国民生活センター西総務部長 今回の場合は、研修コース数はちゃんとやっていますけれども、定員という数値目標に対しては足りなかったという形で、数値目標はある程度一定の目安として評価しているところがありますけれども、30年度からは質のところをいかに上げていくかというところで、当然数値も必要なのですけれども、質のところで評価をしていただくという視点に全体的に変わっているところがありますので、その中で、数値だけではなくて質のいいものが提供できたというところで、30年度の評価のときには御説明して、そのとき、当センターとしては、いつも質のいいものは提供しているつもりですので、そのところを御説明する形になっていくのかなと思っています。

○瀧澤委員 そうすると、その質というのもまた客観的な評価は難しいねという話にはなると思うのですけれども、どのようにされるのでしょうか。

○国民生活センター西総務部長 満足度ですね。

○瀧澤委員 アンケートをとって満足度ではかると。わかりました。以上です。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 ありがとうございます。

升田先生、どうぞ。

○升田委員 何点かあります。1つずつと思えますけれども、その前に、今、御質問がありましたけれども、評価の指標といいますか、基準のところを毎年確認しないといけないところなのですが、表に載っている、基本が数値プラス付随的にといいますか、その他として中身をお書きになっているわけですけれども、その観点から幾つか質問させていただきたいのですけれども、例えば、22番の案件なのですけれども、これはずっとたしかBになっていたと思うのですけれども、数字を見ますと、例えば、一番上の実績は12回で全部同じなのですね。次のところが、ずっと40回ぐらい来て、今回は39回になっているということですね。逆に、3段目のところが、4件が13件になっているわけですね。考えると、去年の4件が全体的には低いというイメージがあるのですけれども、こういう場合に、提供回数が特に40台だったものが39回になっているというのは、どういうぐあいに評

価しておられるのかということが1点です。

○国民生活センター西総務部長 まず、共有会議の打合せの回数ですので、当然、相談業務については毎週1回とか、テストについても定期的にやっていて、たまたま会議日程が合わなかったとか、そういうことですので、特別な理由があったというわけではなく、結果として減ったと。

○升田委員 私が伺っているのは、基本は数字ベースで評価するものが評価指標なのですよね。だから、その理由は次の問題で、回数が減っている、なぜ減っているのかということが問題にはならないのかということが質問1で、2番目は、減っていることを正当化する理由があるのかということが質問2なのですけれども、そういう評価でやっておられるのかどうなのかということが質問3です。

○国民生活センター西総務部長 まず、計画目標自体は迅速な情報提供を行うことが目的ではございますので、ここに書いてある打合せ回数は主な指標という整理で項目としては入っていますけれども、極端に言うと、打合せ回数が減ったからといって効果的な情報提供をするというところの評価をいただければと思います。

○升田委員 そうすると、みずから情報提供をするということが重要だと言って、そのために打合せをしておられるわけで、減ったというのは、それだけ怠けたと言うとあれなのですけれども、今のお話は必要がなくなって少なくなっているとおっしゃっているわけですか。

○国民生活センター宗林理事 これは定期的に毎週何曜日に実施するようなものではありません。

でも、今、先生がおっしゃったような情報提供をするような打合せ案件がある場合は、それをスキップすることはありませんし、そういうものの調整には効果的に機能していますので、昨年度を通すと回数はこのぐらいだった、でも、情報提供の調整とか効果的な打合せには影響しない範囲で物理的に調整した結果、やめた週があった、夏休みとか、年末年始とか、そういうものでございます。中身の内容がこれによって何か阻害されたとか、そういったこと一切ないというレベル。

○升田委員 それは次の問題だと私は申し上げていて、あくまでも評価指標は決められているわけですから、決められていてここに書いてあるわけですから、まずはそれに従って検討すべきことにはなっていないのですか。おっしゃっていることは最初からこんな数字はどうでもいいのだとしか聞こえないのですけれども、それはどうなのですか。

○国民生活センター松本理事長 これは数値目標ではないです。

○升田委員 数値目標ではないけれども、しかし、重要なのですね。大体ほかもそうですけれども、ここに回数ということを主な評価指標として書いてあるわけですね。おっしゃるように、目標値に対してパーセントで出るわけですね。

○国民生活センター松本理事長 先ほどの研修の定員充足率の場合は、我々が努力しても出席していただけなかったのだけれども、目標値が出ている関係で、相当低い充足率だと



評価は低くなる、努力していますではだめだということですがけれども、ここは、毎年年間何件とかという形で目標が出ているわけではないですから、中身の評価でいく。つまり、例えば、急増指標をもとにした情報提供も、急増指標で情報提供すべきものがあるのにやっていないということであれば、それはマイナス評価になるのでしょうかけれども、そうではなくて、急増指標に基づいて情報提供をすべき案件がそんなにない結果として数字が低いのであれば、特段前年度より増えた減ったで評価ががらっと変わるという類いのものではないということだと思います。どちらかというとな面的な面で評価をする項目ではないかと思うのです。その素材として数字は出てきますけれども、数字ありきではないと思います。

○升田委員 私は、別におっしゃることを否定したいわけでも何でもないので。問題は、そこに「提供回数」と書いてあって数字が載っているわけですね。評価指標は、ほかのところでは確かに目標数値があって、その何%のものではないというのは、それは見ればわかるわけですがけれども、回数を書くようになっていて、回数が減ったというのであれば、それは何か評価に影響はしないのかといいますと、当然するわけですね。増えていけば、それはいい評価に行くわけですね。例えば、それが昨年度であれば14件から4件に下がっているというときに、問題があるのではないかという指摘を受けたかもしれないのですがけれども、しかし、45回というところで高い水準を維持しておられるという発想になるのだらうと思うのです。ただ、2番目と3番目のところの軽重は、今、おっしゃったような説明は、表題には書いていないわけですね。ここに書いてあるのは、「提供回数」と書いてあるわけですから、おっしゃっている打合せの回数で、単にお茶を飲みましたというのは失礼ですがけれども、決まっていたから話をしただけですという意味合いではないと思うのです。だから、そういうことはどういふぐあいに評価に当たって検討しておられるかということが私の質問です。

○国民生活センター松本理事長 去年の議事録を引っ張り出していただいたほうがいいと思う。どういう議論をしたか私は記憶がございませんが、この情報提供件数実績が14から4に減ったのに評価が下がっていないのはおかしいではないかという御指摘がなされたのかもしれない。

○升田委員 ただ、こちらのほうで事前に見ているときに、BならBでいいなと思ったのは、多分45と維持がされているのでという意味合いだったと思うのですが、今、おっしゃったように、茶話会であれば話は別ですね。

○国民生活センター西総務部長 この目標自体は、早期警戒情報を関係機関に迅速に提供するというところが、基本的には提供回数、一番上の実績値12回、これが基本的な一番大きいポイントの指標ではあると思います。

2番目は、打合せ会議、さらに、ただ単に資料を提供するだけではなくて、きちんと顔を合わせて打合せをするという回数を書いているということですので、当然、御説明したように、都合によって会議の開催がなくなったりするという形はありますけれども、定期

的にやっていますという意味で数値を入れている。一番下の4件、13件は、早期警戒指標を活用した情報提供、どれだけその資料が活用されているのかという視点で実績値を入れておりますので、昨年度は4件で低かったという形ですけれども、今回はその早期警戒指標をもとにした提供が13回されたという形になりますので、ここの会議の回数が減ったからという意味では、問題にしていけないという言い方ではないですけれども、一回もやらなかったというのはあり得ないと思いますので、ただ、45回が39回に減ったことに対して、これが評価に大きく影響の及ぼす減り方とは、こちらのほうは評価していないという形です。

○升田委員 ほかの案件もありますので、こればかりやっているわけにはいかないものですから、次、26番。先ほど御説明いただいたところですが、数字は基本的には同じ数字が並んでいるのですけれども、平成28年度は文科省の案件があったからということですよ。29年度の1件というのも文科省のということですか。

○国民生活センター西総務部長 この1件は、文科省のものとは違うものです。

○升田委員 なぜかという、この※印の意味合いがよくわからなかったのでお伺いしたいと思っていましたのですけれども、まず、※印で強調されたのは、例えば、学会シンポジウムで中間報告を行っているということですが、当然ですが、この事業は発表しなさいということをやられている事業ですから、これは当然含まれることで、特段これを強調される意味合いがどこにあるのかなということが1点目の質問で、2点目は、「調査研究を行い」となっていて、これは2年計画なのでしたか。

○国民生活センター松本理事長 3年です。

○升田委員 そうすると、来年もあるわけですね。

○国民生活センター松本理事長 今年までです。

○升田委員 今年が3年目か。30年度ですからね。そのときに、そういうものはここで2件とはならないのか。もし今のお答えが前提であれば、1件ということ以外にこれをやっておられるときに、その部分というのは、私はてっきりこの文科省の件がここに入っているのかなと思って読んでいたのですけれども、そのときの数え方は1件なのですか。

○国民生活センター西総務部長 この1件につきましては、障害者の1件をカウントしています。

○升田委員 どこですか。

○国民生活センター西総務部長 「消費生活センターにおける障がい者対応の現況調査」を実施して、これを公表して情報提供していますので、それを1件にしているのですけれども、これ以外に科研費で28年度から3か年でやりますけれども、その中でシンポジウムで中間報告をしていますよということを※印で補足して、2件にはしていないということですが、情報提供はそれを含めると2件としたという趣旨です。

○升田委員 だけれども、受けたら当然何か報告しないといけないから、それなりにあれで。

- 国民生活センター西総務部長 ですので、※印にしているという形です。
- 消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 多分升田先生の御質問はなぜ2件にしていないのですかという御質問であって、そのあたりはいかがですか。
- 国民生活センター西総務部長 ですので、今、御説明したように、中間報告というまだ途中のものでありますので、あと、升田委員がおっしゃったように、そのようにするのは当たり前ではないかということがありますので、自主的と言ったら変ですけれども、それ以外に従来やっている研究はちゃんと情報提供をしたというところだけをとりあえず数値に入れている形になっています。
- 升田委員 次の28番があって、いろいろ提供しておられるという中で、一番上の行なのですけれども、例えば、30件から20件に減ったり、一番下のところなどは23件から13件、大体変動があってなかなか読みにくいところはあるのですけれども、ただ、BからBということなのですけれども、これも先ほどと同じで、減っていれば何か理由が必要なのではないですか。
- 国民生活センター西総務部長 下でござんただけるように、紛争解決委員会で発表している事業者名公表があります。これが23件から13件と大きく減ったというところが、上の合計の数値に影響しているところがあります。ADRにつきましては、当然、不調の案件とか、さまざまな案件を積極的に情報提供することにはなっていますけれども、その内容について。
- 升田委員 案件がなかったと。
- 国民生活センター西総務部長 公表しなければならぬ案件がなかった。
- 升田委員 ですから、数字が減っているのであれば、それは評価に、さっきの年間の目標とは別に、減っているなら減っているということは認めて、なぜ減ったかということを検討すべきではないかということが私の意見なのです。
- 国民生活センター宗林理事 理由の記載をしていないと。
- 国民生活センター松本理事長 検討はしているけれども、説明に書いていないから、そういうことになるのですね。
- 升田委員 それは私どもにはわかりませんよね。どこまで文書として公表されるかは別として、何か質問があれば気持ちよくお答えいただきたいと思います。
- 国民生活センター西総務部長 気持ちよくお答えしているところでございますけれども。
- 升田委員 ほかにもあるものですから、時間をとって申しわけないのですが、37番、Aということなのですけれども、これも数字を見ると、1段目のものは増えているのですけれども、2段目のものは減っているわけですね。これは、28年度のBから今度はAにするということですよ。そうすると、帳消しになってBはBではないかということにはならないのですか。
- 国民生活センター西総務部長 これは消費者庁が行う注意喚起というところがメインですので、そっちのほうをとったと。

○升田委員 消費者庁が行う注意喚起で、そうすると、何をするとということで評価することになるのですか。皆さんが紹介しているわけですよね。

○国民生活センター西総務部長 紹介です。

○升田委員 紹介が減っているというのは。

○国民生活センター松本理事長 消費者庁の情報提供が減れば、紹介も減るというだけの話ですから。消費者庁が情報提供をしているものに国民生活センターが仲介して情報提供をしなければ、それは仕事をサボっているということでしょうけれども、なすべきことは全てしている。

○国民生活センター西総務部長 消費者庁の発表しているさまざまな情報についても、当センターの媒体を使って紹介をしていくことが目標になっておりますので。

○升田委員 向こうからそもそも来ないからということですか。

○国民生活センター西総務部長 下のほうはですね。他省庁というものは補足的に書いているところがございますので。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 先生の御質問事項は、要は、消費者庁注意情報の紹介件数が上がっていることに対して、この他省庁注意情報の紹介件数が1,190件から1,025件に減っている理由を説明してくださいという御質問だと思うのですが、そこはいかがですか。

○国民生活センター西総務部長 理由は、他省庁の注意の紹介案件が少なかったという、それだけです。

○升田委員 それはわかったのですが、この辺も基本は件数を書いてあるわけですね。評価に当たってはそれを見なさいというときに、今、おっしゃったような、ほかの件数とはやや意味合いが違うけれども、件数が減っているなら減っているという評価はするのですか。しないのですか。

○国民生活センター西総務部長 これについては、消費者庁が行うという主語になっておりますので、みずから参考値として書いている項目ですから、減っている説明責任は当然あるかと思えますけれども、消費者庁が行う情報提供という目標計画、年度計画に対しては増えているので、A評価としたところですよ。

○升田委員 続きまして、71番。これは巡回しておられるという件ですね。巡回による支援ということですが、これを見ますと、また数字のことを申し上げて恐縮ですが、下のほうは余り変化がないのですけれども、3回から1回に減っているわけですよね。巡回というのは地方の方にとっては非常に重要になると思うのですが、かつては7回もやっておられて、1回というのは非常に寂しい数字だと思うのですが、この辺はどう評価されるのですか。

○国民生活センター西総務部長 巡回事業につきましては、前の計画のときには本当に当センターがみずから地方の自治体に巡回事業をやっておりましたけれども、25年度、第3期になりました、みずから出向いてというか、来ていただいて、巡回事業をやっている都

道府県の方々に、巡回の方法とか、そういったものを教えるということに取り組んでおりました。25年度は7回という形で、24年度まで当センターがやっていた巡回事業を継続してやっていた都道府県がいろいろございましたけれども、徐々に都道府県における政策の中身が、巡回ということよりも、消費者教育とか、そういう形でシフトをしていったという傾向があったので、参加者の数が徐々に限られてくるといった形がありますので、費用対効果等を勘案して1回という形に29年度はしたという形ですね。

○升田委員 そうすると、この表題にもかかわるところですけども、巡回して支援をなさという項目。

○国民生活センター松本理事長 巡回して支援ではなくて、巡回事業を支援です。

○升田委員 わかりました。巡回事業を支援するといっても、巡回がもし仮にゼロになった場合、この上の2つのコマ（表のセル）はゼロになってしまうわけですね。

○国民生活センター松本理事長 いいえ。

○升田委員 この上の2つですよ。

○国民生活センター松本理事長 何回巡回したかという話ではなくて、巡回訪問をやっている都道府県の担当者に集まっていたらいい。

○升田委員 その会議ということですか。

○国民生活センター松本理事長 そうです。巡回がゼロでも、担当者が集まれば会議は成立することになるということですから、どれぐらい巡回が行われているかというのは、ここには一切上がってこないです。

○国民生活センター西総務部長 会議の開催回数だけを記載しております。

○升田委員 そうすると、1回で足りるというのは、巡回が余り意味をなしていない。つまり、さっきおっしゃったような趣旨で。

○国民生活センター西総務部長 徐々にというところはあるのかなと思います。

○升田委員 減っているということなのですか。

○国民生活センター西総務部長 そういったこともありまして、課題と対応のところ、29年度で支援事業を終了という形にしておりまして、今期からはこの事業はやらないと。

○升田委員 そうすると、評価としては、さっきのところ、上2つがもしゼロになると、全体の評価に影響を与えないのですか。

○国民生活センター西総務部長 ゼロになれば全体の評価に与えますけれども、29年度はやっておりますので。30年度は事業自体がありませんので。

○升田委員 だから、この項目がなくなってしまうと。

○国民生活センター西総務部長 なくなります。

○升田委員 その次、90番ですけども、これも同じように、この辺になると大分数字も寂しくなってくるのですけれども、一番上の数字を見ていただきますと、実績値ですけども、前年が7件で、今回は2件だと。過去を見ると、2桁ということですよ。しかし、これはBでいいではないかという評価なのですけども、これぐらい減ると、影響はする

のではないのですか。やっておられるのは、結局、真ん中の1回だけ。一番下がゼロですね。

○国民生活センター宗林理事 この事業自体は、地方の自家作物の放射性物質を調べるときに、グレーゾーンになったものを精密分析する、御依頼を受けるという趣旨のものなのです。そういった御依頼自体が、例えば、イノシシの肉とか、そういったものの依頼がなくなってきていますので、やりたくてもではないですけれども、そういう時期に入ってきているということだろうと思いますが、これは依頼に基づいてやっていますので、ここはいたし方ないかなと。

○升田委員 おっしゃることはよくわかるのですよ。事業そのもののニーズがなくなったということですよ。だけれども、項目としてあって、評価しなさいということになっているときに、依頼がなかったからゼロですと、今回、ゼロではありませんけれども、極めて低い数値になったときにどう評価するかというのは、どういうぐあいにお考えなのですか。

○国民生活センター松本理事長 当該事業を廃止するというのが一つの方向であると思うのです。ただ、その理由はニーズがないからであって、実施主体に能力がないから廃止するか、きちんと仕事をしていないから廃止するかということではない。評価の際に、ニーズがないから評価がDだとするのは、自己評価としてはおかしいのではないかと。ニーズのない事業をやっていることがけしからぬからD評価だという見方はあるのでしょうか。それはまた別の、むしろ国の政策の話になってきて、我々としては、課された課題に対応できるべく体制はきちんととっているにもかかわらず、依頼がなかったということで、もし低い評価をされるとすれば、そこは大変遺憾に感じるようになります。

○升田委員 ですから、そこを基本的に共通の理解のもとに評価しているかどうかという問題もあるので、だんだん事業がなくなってきたときに、予算の関係もありますから、もともと本当はやらないほうがいいのだと思っているときに、ゼロにしてしまったら、おっしゃるような問題はあるわけですよ。しかし、今回、書面上はそういうことはあっても、数字その他で評価しなさいということになっているわけですから、まず、それを見ながら評価して、かつ、数字が余りにも落ちているときに、ほかの事情をどう考慮するかという問題に帰着するわけですから、そこをどうお書きになるかということの一つあるのではないですか。これは全体的な問題だと思いますけれども。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 今回の升田先生、国民生活センターさんのお話を私なりの理解で整理させていただくと、国民生活センターとしては、この項目の評価として何が大事かという、食の放射能の検査体制をしっかりとっているかどうかを評価の重点ポイントに置いている。その中では、きちんと全国の研修会を、今年度も、平成29年度も開催することによって、持ち込まれる件数がどうであれ、全国の地方公共団体さんでニーズがあるところに対してはきちんと研修の派遣に対して実施しているので、Bをつけている。

先生の御発言は、さはさりながら、実施件数が落ちてきているのではないかというのは、減っているところをどう評価するかという御質問かと思うのですが、そこは国民生活センターさんでお答えしたように、まず、実施体制のところを重視していますという御説明になっているかと思うのですが、そういう理解でよろしゅうございますか。

○升田委員 それぞれ共通の理解をしないといけないと思うので、指標というか、評価指標と書いてあるのですよね。それはそれで前提で質問をしたいと。

ちょっと忘れていたのですが、75番、先ほどのインターネット配信のところなのですが、インターネット配信としていて、効果があるのではというお話だったと思うのですが、それはそうとしても、今、おっしゃったような、2番目の段落の説明だと思うのですが、3段目になると、しかしながら、去年は520人ということで、今年は490人に減っているかと思うのですが、これでAというのはどうしてですか。

○国民生活センター西総務部長 人数につきましては、更新ですので、その年度によって、5年ごとの更新にしておりますので、受験者というか、合格者の数が当然その年度で違いますので、更新者も当然ここは変わってしまうということでございますので、数値としては、逆に500人程度更新する人が必ずいるということで、一定程度、更新者数の引き続き専門相談員資格を保有している人材を確保しているという捉え方をさせていただければと。ただ、それが当然、先ほど申しましたように、受験者数によって変わりますので、そのところは、それだけで評価されると正直つらいとは思いますが。

○升田委員 これは年々資格を持っている人は増えているわけですよね。当然ですが、これも。

○国民生活センター宗林理事 累積の総数です。

○升田委員 累積しますからね。

○国民生活センター松本理事長 ただ、更新は5年に1回です。

○升田委員 そうすると、5年に大体どれぐらいの数になるかというのは、当然、推測はできるわけですね。

○国民生活センター西総務部長 はい。

○升田委員 そのうち何%ぐらいがやっておられるのですか。

○国民生活センター西総務部長 済みません。今すぐに数値は出ないのですが、ただ、かなり多くの方が更新しているとは聞いていますので、ほとんど、もうやらないよとか、中には当然亡くなった方とかさまざまな方がいらっしゃいますけれども、更新者が50%とか60%減ったとかとは聞いておりませんので。

○升田委員 これをインターネットにされたというのは、できるだけ更新の利便性を図ろうという御趣旨ですよね。当然ですが、これも。

○国民生活センター西総務部長 そうです。

○升田委員 そうすると、母数の何%が利用できたからよかったとか悪かったという評価にはならないのですか。更新制度はいろいろな資格でありますから、私も別にそれがどう

のこうのと言うつもりはないのですけれども、どの程度の実績なのかなど。

○国民生活センター西総務部長 490名のうち、インターネット配信での受講者は350人という形になっておりますので、大体8割ぐらいですか。

○升田委員 だけれども、さらにその母数があるわけですよね。

○国民生活センター西総務部長 29年度の資格更新率は79.8%と約8割弱になっております。29年度に更新をしなければいけない人は844名で、このうち743名が更新をしたという形で、この場合、更新率は88%となっていますけれども、ただ、この更新者の中で既に実務についている人は更新講座を受講しなくてもいいという整理になっておりますので、そういった実務と全く別の仕事をされている方を対象にした講座になっているという形でございます。

○升田委員 そういうことも重要かと思うのですけれども、いよいよ最後の質問ですけれども、ほかは時間の関係で割愛させていただいて、112番、突然こう言うてはなんですか、内部監査が1回で、ずっと1回なのですか、これは1回だけでいいのですか。

○国民生活センター西総務部長 特に回数の定めはありませんので、内部監査につきましては1回やっておりますけれども、これ以外に、監事の監査とか、さまざまな形での監査は実施しております。

○升田委員 一般論として、国民生活センターぐらいの規模の法人になりますといろいろなこともあるものですから、特に内部監査が非常に重視される時代になっていることは御承知のとおりだと思いますから、適宜、回数を増やされたほうがという気もするのですけれども、1回というのは結構珍しいと言うとなんですか。

○国民生活センター西総務部長 今も内部監査以外に監事の監査等をやっておりますし、情報セキュリティの監査、これも内部統制。

○升田委員 おっしゃるとおりですよ。いろいろな監査がありますからね。

○国民生活センター西総務部長 監査に対して必ずフォローアップというものを2回やるという形で、監査で指摘したものの解消というか、問題点があったものについてどのように解消されているというところは、そのフォローアップを当該年度に2回やることによって改正の実効性の確保を図っているところでありまして、ただ、委員のおっしゃる、もう一回改めて監査というところは、現在、取り組んでいないところでもあります。

○升田委員 以上です。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 ありがとうございます。

長岡先生、どうぞ。

○長岡委員 4点ほどあるのですけれども、まず、項目の35、36あたりなのですが、評価としてはB評価でいいと思うのですけれども、評価指標のところだとアクセス件数が指標にあるのですけれども、内容によっては下がっているものもあって、上がっているものもあって、総合的にBという話なのですけれども、下がっていることによって、情報提供数が少なくなった、減少しているとは考えなくていいのですか。



○国民生活センター西総務部長　それが効果的に使われているかどうかという議論のところは、アウトカムのところをどうとられるのかというのは、さまざまな議論があるかと思うのですが、当センターとしては、例年どおりという言い方はちょっと語弊がありますけれども、必要性、緊急性の高いもの、必要性のあるものについては、確実に提供しているというところがございますので、一定程度、評価、アクセス数が若干減っている、その辺もどういう取り組みをしていくのかということは今後の課題かと思えますけれども、当センターとしては提供しているというスタンスでございます。

○長岡委員　基準年度、24年度に比べると、アクセス数が半分ぐらいになっているものもあるので、36番を見ると、総アクセス件数は基準年度の24年度に比べて29年度は半分以下になっていて、だんだんアクセス数が減少傾向にあるかなと思ったのですが、それに対して毎年何か取組は特にはないのですか。

○国民生活センター松本理事長　メールマガジンは購読予約制ですが、フェイスブックを開設して、そこからホームページに直接アクセスできるようにするだとか、予約制ではない形のアクセスも増やすように努力はしておりますが、まだわっと増えるというところまではいっていないということだと思っております。

○長岡委員　次、項目の61番以降、教育研修事業の充実強化というところなのですがけれども、最初にも御質問があったのですけれども、61番の項目で、前年度の説明だと「地域の見守りネットワーク推進のための講座」は平成27年度までは「消費者教育推進のための研修」のところに入っていたという話ですよ。それを含めた自己評価の書き方だったのですけれども、今年はそれを全然別物として考えているというか、この「消費者教育推進のための研修」の人数の1,296人というのは、もともとそれは除いて、計画の段階で除いた人数ということなのですか。平成27年度が936人で、平成28年度が1,296人ですがけれども、1,296人の中で今年は766人だと59.1%だけれども、従来含めていた257人を含めると、もうちょっと率は上がるのかなと思ったのですけれども。

○国民生活センター西総務部長　昨年度は、正直、数値が減ったところがあったので、それは分割したためですと、それを含めるとほぼ同等ですという説明をしたかと思っておりますけれども、今回は、そこまでは合算しないで、単独で評価をしたということでございます。

○長岡委員　結果、CはCということですかね。合算しても届いていないということになるのですかね。

○国民生活センター西総務部長　数値は把握していなかったのですけれども、届いていないというところがありますので、数値的には若干上向きではございますけれども、なかなかこの消費者教育のところとか、受講者がなかなか集まらないという現状も一方ではあるということでございます。

○長岡委員　わかりました。

それと、64番のところ、受講者の人数、研修を受けた人の人数ということで減ってい

て、平成30年度は東京でやるので100人ぐらい増えましたよというお話が先ほどありましたけれども、前年度の課題で都心の便利な場所で半日の研修ならニーズがあるといった意見が寄せられていたという記載があったのですけれども、それについては、今年というか、平成29年度は実際にその意見を取り入れてやったりはしなかったのですか。

○国民生活センター西総務部長 29年度は、既に計画を決めていたというところもありましたし、急遽というのものなかなか対応がとれなかったところがありましたので、従前のとおり、相模原でやったというところでございます。

○長岡委員 それでは、都心ではやっていないからやはり下がってしまったということなのですかね。

○国民生活センター西総務部長 はい。

○長岡委員 わかりました。

あと、67番なのですけれども、評価としてはAでいいと思うのですが、評価指標のところではアンケート結果は指標に入っていないのですけれども、自己評価のところでは結構アピールをしている感じに書かれているのです。これはここで記載すべきものなのですか。ほかに別の項目でアンケートのところはありましたよね。

○国民生活センター西総務部長 あります。いろいろな委員会とかで御議論いただいた中で、数値だけではなくて、アウトカムというか、実際に受けていた人はどうなんだとかというさまざまな御意見が過去にいろいろございましたので、そういった面も含めて、アウトカムというところを書き込んだ。評価を得ているというところを記載しているところがございます。ですので、特に指標というところではないのですけれども、補足的に入れさせていただいているということです。

○長岡委員 前に評価指標のところでは定量的指標しか書いていないときはそれしか評価はしないというお話だったので、これでいうと評価指標はその他の指標はなしと書いてあるから、書かないでいいのかなと思って。ほかにアンケート結果は書くところがあるので、これは抜かしてもA評価には変わらないので、なくてもいいのかなと思いました。中期計画のほうでもそういう書き方のところがあったので、ちょっと気になったので。

それと、項目の72以降で試験のところなのですけれども、72の項目で言うと、指標のところは申込者数とか合格率と書いてあるのですけれども、ここで言っているのはあくまでも登録試験機関としての適正な実施をしているかどうかというところに対する評価であって、要は、それは期待に基づいて適正に合格基準にのっとってやっていますということが評価であると思うのですよね。合格率が何%とか申込者数が何人というのは直接的な評価の結果ではないような気がするのですけれども、これも人数が何人だったら適正という基準があるのですか。

○国民生活センター西総務部長 ないです。長岡委員が御指摘のとおり、登録試験機関として適切に実施することが目標になっておりますので、受験者申し込み、合格者数というのは、PRの仕方という部分はありますけれども、この数値は、何かしら指標というも

のを考えるとすればこうだよなという形で書いているところがありますので、議論をしてこれにしようとしていたわけではございません。

○長岡委員 それでは、直接合格率が上がったとか下がったからといって、評価が変わるという話ではないということでもいいのですかね。

○国民生活センター西総務部長 はい。ただ、新たな人材の発掘とか、そういった観点からいえば当然受験者が多いほうがいいかと思えますので、そういった視点、ただ単に実施するというのではなくて、そういう人材の確保を考えるならば、受験者が多いというのは言えるのかなとは思ったりもします。

○国民生活センター松本理事長 試験をやっている側から言いますと、受験者が一定数いるということは、当該試験に対する信頼度がある程度維持されているということだろうと思います。それから、合格率というの、公平にきちんと選考しているかということを外から見て評価する一つの指標になると思いますので、合格率がめちゃくちゃ低いとか、めちゃくちゃ高いとか、あるいは年度によってすごく乱高下しているということだと、どういう基準で評価しているのかという疑念を外から抱かれるかもしれない。そういう点で、受験者が何人で合格率がどれぐらいでということ、外から見ての信頼度、公平感を一定評価する手がかりにはなるのではないかと思います、これが高いからどうのこうの、低いからどうのこうのということに直接にはならないと思います。

○長岡委員 今のことにも関連して、試験制度の周知拡大とか、地域偏在を解消するというところでいろいろ努力されていって、開催地とかも増やしていると思うのですけれども、実際には、受験者数は1,700人から1,500人に減っているわけですよ。その辺はどのようにお考えですか。

○国民生活センター松本理事長 これは、たしか制度が変わったのです。28年度が第1回目の新しい資格試験、国家試験としての新しい試験ですので、最初ということで、受験者がかなり多かった。レベルの高い方、現職の相談員をやっておられる方などもたくさん受けられているので、合格者も多かった。2年目の29年度は、そういう最初にたくさん受かった人の次の年ですから受験者も減ってきたということだろうと思うので、最初の年だという28年度の特種要因がややあるかと思えます。

○長岡委員 わかりました。

数字との関係で、1つの項目というわけではないと思うのですけれども、例えば、77番のところを見ると、主要なインプット指標というものが出ていて、予算のところ、平成28年度と平成29年度を比べると、かなり増えていると思うのです。この項目ではないので、ほかの項目もあわせての予算だと思うのですけれども、77番だけを見ると、テストの実施件数は減っているのに何でこんなに予算が増えているのだろうかと思ってしまうのですけれども、これは何か外部委託とかの関係で費用は増えているのですか。

○国民生活センター西総務部長 平成29年度につきましては、徳島関係の予算という部分も新たに措置されていること、老朽化した商品テスト機器を一部更新しているといった形

で商品テストに係る費用が増えたところが一番大きい要因かと思います。

○長岡委員 それでは、外部委託にしたから余計に費用がかかったとか、そういう話ではないのですね。

○国民生活センター西総務部長 そうではありません。

○長岡委員 最後なのですけれども、書き方の問題として、例えば、項目の68、自己評価のところに記載があるのですけれども、「平成29年度は中期目標及び各計画に沿って業務を実施したことを踏まえ、Bと評価する」。こういった文言が散見されるのですけれども、B評価の理由でこれを書いてしまったら、全部これで終わってしまうのかなと思うのですけれども、68とか、70とか、89とか、92は全部同じ文言が書いてあるのですけれども、これは書くことがないからなのですかね。

○国民生活センター西総務部長 特に68番については、国家公務員向けの研修の実施について検討を行うというところではございますけれども、これは聴講者の受け入れという形で実施したことを記載しているところなので、業務実績のところでも細かく書いておりますので、自己評価のところは実施したということだけでおさめてしまったということだけです。

確かに物によっては業務実績からポイントとなるものも評価のところに入れていっているところはあるのですけれども、特にA評価、B評価のところはある程度きちんと説明した上で、高い低いの評価は力を入れていたところがございますので、標準的なところについては記載が簡潔になったというところがひょっとしたらあるのかもしれませんが。

○長岡委員 わかりました。ありがとうございました。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 ありがとうございます。

ほかよろしゅうございますか。

それでは、今後、さらに御質問等がございましたら、事務局までお願いできればと思います。

次に、資料3-1に移らせていただければと思います。平成29年度の財務諸表につきましては、懇談会の持ち回り開催により委員の皆様から御承認を頂戴した上で、6月28日に主務大臣の承認を行ったところです。国民生活センターからの説明及び監査内容の報告につきまして、例年どおり、また、5年前と同様に、本日の懇談会において国民生活センター側より、説明、報告をお願いしておりますところでございます。

それでは、国民生活センター、西部長より、御説明をお願いいたします。

○国民生活センター西総務部長 それでは、資料3-1、平成29年度財務諸表に基づきまして、御説明させていただきます。

表紙をめくっていただいて、目次がございます。従来御説明しているとおり、貸借対照表から行政サービス実施コスト計算書、附属明細書が、財務諸表として法令上も義務づけられているものでございます。これに、決算報告書、監査報告書、会計監査報告という形で、資料3-2、3-3、3-4を添付してございますけれども、これを本年6月22日に

承認申請を行いまして、今、御紹介いただきましたとおり、6月28日に承認をいただいたところでございます。

資料3-4でございます。会計監査報告でございますけれども、平成29年10月から、国民生活センター法改正に伴いまして、新たに特定適格消費者団体が行う消費者裁判手続特別法に基づく仮差し押さえ命令の担保を立てる業務が追加されました。これに伴いまして、この業務に必要な費用に充てるため、長期借入金をすることができるようになりました。このため、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令に基づきまして、平成29年度より追加して添付しているところでございます。

それでは、順に主なものについて御説明させていただければと思います。

1 ページ目の貸借対照表でございます。

資産の部としましては、流動資産、固定資産とございますけれども、流動資産の合計が約10億円となっております。ごらんのとおり、このほとんどが現金及び預金、9億8,500万円余となっております。この金額の見合いとしましては、次ページの負債の部をごらんいただければと思いますけれども、流動負債の中の未払金4億4,000万円余、未払費用・未払消費税の3,000万円余、純資産の部の積立金が6,300万円余、当期未処分利益4億2,800万円余がでございます。これがほぼ現預金に相對するものとなっているところでございます。

1 ページ目の流動資産に戻っていただきまして、売掛金1,400万円、これは「くらしの豆知識」などの出版物の未収入金でございます。

次の固定資産でございますけれども、有形固定資産は東京と相模原の事務所、商品テスト施設などの土地、建物、工具器具備品の資産でございます。有形固定資産合計では81億3,700万円余となっております。前年と比較しまして1億7,000万円ほど減少しております。これは、平成27年度にP I O-N E Tシステムの刷新に伴い取得しましたリース資産の減価償却がほとんどでございます。

続けて、無形固定資産につきましては、電話加入権、ソフトウェアでございます。ソフトウェアにつきましては、サービス提供能力が期待されるものとして、新たにP I O-N E Tシステム、越境消費者センターシステム及び医療機関ネットワークシステム、これは会計監査人の指導により、平成29年度よりソフトウェアを計上しているところでございます。

以上、固定資産合計で85億4,400万円余となりまして、流動資産、固定資産を合わせました資産合計95億4,500万円余となっております。

2 ページ目、負債の部でございますけれども、流動負債は、未払金、未払費用、短期リース債務、合計で6億4,400万円となっておりますけれども、前年度と比べまして2億5,800万円余減少しております。これは平成29年度が中期目標の最終年度でございますので、平成28年度末の運営費交付金債務、平成29年度に交付いただきました予算につきましては、期間進行基準、業務達成基準によって収益化したということがございますので、減少しているところでございます。次に、固定負債でございますけれども、資産見返運営費交付金、

長期リース債務の合計で4億7,500万円余となっておりまして、流動負債、固定負債を合わせた合計が15億400万円余となっているところでございます。

資産の部でございますけれども、これは政府出資金でございます。資本剰余金につきましては、マイナスで13億5,300万円余となっております。利益剰余金の当期未処分利益が4億2,800万円余となっておりますけれども、これは、P I O - N E T 端末のリース資産の会計処理に伴う損失100万円余と、運営費交付金債務の振替に伴う利益4億2,900万円余が内訳でございます。

以上、純資産は80億4,000万円余となりまして、負債純資産合計で95億4,500万円余となっております。

続きまして、損益計算書でございます。業務経費は、全体で28億5,300万円余でございます。一般管理費につきましては、5億3,700万円余となっております。財務費用と合わせました合計額、経常費用でございますけれども、33億9,800万円余となっております。

次の4ページでございますけれども、経常収益でございます。運営費交付金収益が34億8,000万円余となっております。これに業務収益、雑益まで加えた経常収益が38億2,700万円余となっております。経常費用と経常収益との差、経常利益でございますけれども、29年度は4億2,800万円余の利益となっております。これに、固定資産除却損、除却に伴います資産見返運営費交付金戻入を加減算いたしまして、当期総利益が4億2,800万円余となっております。この中には、注にありますとおり、ファイナンス・リース取引にかかわる影響額がマイナスの133万7,000円という内容になっているところでございます。

5ページ目、キャッシュフローでございますけれども、平成29年度の資金増加額としましては、IVで記載しております1億8,900万円、期首残高にこの数字を加えました資金期末残高が9億8,500万円余で、これは貸借対照表上の現預金と一致している形となっております。

利益処分のところでございます。6ページでございます。これは、先ほど申しましたとおり、平成29年度が中期目標期間最終年度でございますので、積立金と整理してございます。これは、国民生活センター法に基づきまして、7月9日に国庫納付しているところでございます。

7ページ目の行政サービス実施コスト計算書でございますけれども、これは、損益計算書及び貸借対照表にあらわれている、いわゆる資産の増減ですね。これをII以降、記載することによって、全体の行政サービス実施コストを計算することになっておりまして、29年度につきましては、32億8,900万円余が行政サービス実施コストでございます。

8ページ目以降は、重要な会計方針等でございますので、この部分につきましては省略をさせていただければと思っております。

財務諸表については以上でございますけれども、第3期における決算の主な特徴でございますけれども、特に平成15年度に特殊法人から独立行政法人と、政府出資をいただいております。承継しました投資有価証券につきまして約2億6,400万円余を、独立行政法人

通則法第8条の3に規定する不要財産という形で、25年度に国庫納付したということがございまして、第3期目標期間中に、政府出資金が91億円から89億円に変わったというところがこの目標期間の特徴です。

予算のほうでございませけれども、業務経費が1%以上、一般管理費3%以上を効率化するということでございますので、これを確実に実施するとともに、研修業務の強化に伴います相模原施設の再開、2017年のP I O - N E Tの刷新、同じく平成27年度から越境消費者トラブルに関する苦情相談受け付け体制、平成29年度の特定期格消費者団体が行う仮差し押さえの援助体制構築といった、これらの新たな取り組みを行ったところでございまして、中期目標期間につきましては、最終の決算報告書にありますように、今中期目標期間で161億1,200万円ほど運営費交付金を予算措置していただいたところでございませけれども、先ほど申しましたとおり、4億9,200万円を国庫納付したということでございまして、運営費交付金の執行率としては96.9%という形で、第3期の中期目標期間は確実な予算の執行という形の業務運営を行ったということが特徴でございます。

簡単ですけれども、以上です。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 ありがとうございます。

続きまして、国民生活センターの平成29年度財務諸表、決算報告書及び第3期中期目標期間における財務状況に対する監査結果につきまして、鈴木監事より報告をお願いいたします。

○国民生活センター鈴木監事 監事監査につきまして、会計監査のみならず、業務監査も含めて御報告申し上げます。

監事監査の結果につきましては、資料3-3、監査報告に記載のとおりでございます。

まず、会計監査につきましては、先ほどから御報告申し上げますとおり、本事業年度から会計監査人が設置されました。したがって、監事監査としては、会計監査人の監査方法及びその結果（これは資料3-4にございますが）の相当性を判断いたしました。

業務監査につきましては、まず、当センターの業務全般は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されているものと評価しております。

内部統制システムの構築、運用も、本事業年度におきましては、「当センターにおけるリスクの中で特に重視すべきものについての対応策」を策定するなど、理事長のリーダーシップのもと、着実に進展しております。

また、特記すべき事項といたしましては、昨年10月以降、先ほどから御報告申し上げます立担保業務が増加されましたので、その対応を行ってまいりました。まだ具体的な案件は出ておりませんが、この業務を確実に実施するために、外部有識者による審査準備委員会の開催や特定期格消費者団体からのヒアリングなども経まして、「立担保援助規程」を制定しました。また、銀行2行と借入ないし支払保証委託のための基本契約を締

結しました。また、立担保の可否等を審査する外部審査委員3名から成る審査委員会を設置するなど、その準備に万全を期しております。

最後に、第3期中期目標期間5年間にわたっての監事監査の結果でございますが、特に通期、通しての監査というものはございませんが、この間、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。

以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 ありがとうございます。

以上の財務諸表の説明と監査報告に関しまして、御質問等がございましたら、お願いいたします。

升田先生、どうぞ。

○升田委員 先ほど御説明がありました特定適格消費者団体に対する仮差し押さえの保証金あるいは担保金ということをおっしゃっているのですけれども、内容がわからなくて申しわけないのですが、これは貸付でされるのですか。それとも、補助として交付されるということですか。

○国民生活センター西総務部長 貸付です。

○升田委員 先ほどおっしゃった、皆さんは当然検討されているわけですが、場合によったら返ってこないことが、返ってこないというのは、どこか特定適格消費者団体に。その前に、仮差し押さえの担保は誰の名義でされるということになるのですか。

○国民生活センター松本理事長 国民生活センターの名義になるのではないかと。支払保証と、我々が借りて、我々が積むのと。

○升田委員 2つやり方があるということですか。

○国民生活センター松本理事長 そのとおりです。

○升田委員 仮差し押さえも仮処分も、申立人を債権者と呼ぶわけですが、もちろん債権者がみずからの名義でやる場合と、第三者の提供に係る担保も認められているのですけれども、両方とも利用されるということですか。

○国民生活センター西総務部長 第三者です。

○升田委員 そうすると、国民生活センターが担保を負ってということで返還請求権を確保しておられるということなのですね。

○国民生活センター西総務部長 第三者として供する。

○升田委員 そうすると、場合によっては返ってこない。つまり、損害賠償請求をされて、認められる可能性があるということ。負けてしまったら原則返ってこないかもしれないという問題があるということはいろいろ御検討になったと思うのですけれども、そのいろいろな手続を整備されたということなのではないでしょうか。

○国民生活センター松本理事長 おっしゃるとおりで、その貸し付けに関する詳細な規則をつくって、今、おっしゃったような、万一の場合について、求償請求できるという大原則を立てた上で、こういう場合には返還を猶予できるとか、あるいは減免できるとかとい



う部分も入っております。

○升田委員 その手続書を見ればわかるのかもしれませんが、そのときに、特定適格消費者団体に対して担保をとるとか、補償を求めるとか、そんなことも決められているのですか。

○国民生活センター松本理事長 それはありません。無担保無保証で貸し付ける。

○升田委員 それで、さっきおっしゃったリスクがあるというお話になっていると。

○国民生活センター松本理事長 そうです。ですから、最悪の場合に、おっしゃったように、団体が損害賠償訴訟で負けて担保金が返ってこないということになりますと、我々は法的には当該団体に対して求償請求できることになるのですが、どういう場合に実際に求償請求を厳しくするのか、猶予するのか、減免できるのかといった規則をつくりまして、その運用をきちんとやっていただく審査の委員として、しかるべき方々に就任いただいているということです。

○升田委員 皆さんも御承知のことかと思うのですがけれども、実務上の担保金額の決定は、いろいろ諸事情を勘案して行われるわけで、非常に多額な場合と無担保の場合もあり得るわけで、それは申請人の代理人の信用と説得力によるところも結構あるのですがけれども、余りにも金額が増えると、本当に経営といいますか、運営に影響することもあるのですがけれども、そういう上限とか、リスクヘッジとか、そういうものはある程度想定しておられるのですか。

○国民生活センター松本理事長 規則上は、上限は当該団体の正味財産の範囲内ということですよ。

○升田委員 余り詳細なことをここで議論してもあれですけども、そんなに規模の大きいところではないというか。

○国民生活センター西総務部長 現在、3,000万円弱です。

○升田委員 だから、なかなかその範囲内ということになると、事件の規模によっては、本当に担保を要求される可能性があるかと思うのですが、そうすると、その運営が将来的にはさっきおっしゃったリスクにはなり得るということなのですね。

○国民生活センター松本理事長 おっしゃるとおりで、幾つかリスクがありまして、規則上、我々はその額の担保提供に応じられない大きな金額の事件が持ち込まれた場合にどうするのかという点と、迅速性が必要なので手続を行ったのだけれども、最終的に損害賠償の義務を団体が負わされた場合にどうするのかという点と、この2つが大きな問題としてありますが、今のところ、一件も手続がありませんので、制度をどう変えるかという議論をする以前の段階です。

○升田委員 老婆心ながら、もう一点だけ。非常に短期間に、今、おっしゃいましたように、交渉と言ったら変ですけども、担当裁判官を説得し、何々の決定をもらい、どう納入というか、支払うといいますか、提供するというのは、1週間あればいいぐらいで、その間にそういう迅速な決定はなかなか大変だと思うのですがけれども、そういう体制はきち

んとということなののでしょうか。

○国民生活センター松本理事長 それは我々もよく言われていることですので、実際に手続をやる前に情報を我々のほうにいただけるように、特定適格消費者団体にはお願いしているところです。

○升田委員 国民生活センターのリスクといえば、余りリスクはないと言うと失礼なのですけれども、コンピューター系の問題を除けば、そう大きなリスクは一般論としてはないですよね。その中では、結構現金が絡むリスクは初めてではないかと思うのですけれども。

○国民生活センター松本理事長 そのとおりです。

○升田委員 以上です。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、今後、さらに御質問等がございましたら、事務局までお願いいたします。

最後です。資料4の今後の日程につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 次回の第2回有識者懇談会につきましては、8月7日、火曜日の午前、本日と同じ10時から、この建物の2階にある共用第3特別会議室で開催する予定でございます。

次回、第2回懇談会では、新たに主務大臣評価を記載したものを委員の先生に御審議いただきます。本日は様式としてお配りした資料1-2、1-4の総合評定表に主務大臣評価を記載したものと、本日ご審議いただいた資料1-3、1-5の項目別評定表に本日の国民生活センターからの説明と委員の皆様からの御意見を踏まえて主務大臣評価を記載したものを、次回の第2回懇談会の1週間程度前に、委員の先生方にPDFファイルにてメールで送らせていただきます。それをご覧いただきまして、次回、8月7日の第2回有識者懇談会の場で再度ご意見を頂戴した上、ご承認を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

今後の予定は、以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課尾原課長 以上で、本日予定された議題は全て終了いたしました。

これもちまして、本日の第1回有識者懇談会を閉会させていただきます。

長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。